令和9年度給与支払報告書(個人別明細書)の提出について

令和 8 年 11 月 20 日
徳島県阿波市長　町 田 寿 人
（公印省略）

市県民税の賦課徴収につきましては、平素から格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和9年度の給与支払報告書の提出につきましては、下記注意事項および裏面をよくお読みのうえ提出いただきますようお願いいたします。

〈お問い合わせ・提出先〉
〒771-1695（市役所専用）
徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1
阿波市役所　市民部税務課
TEL 0883-36-8713（市民税担当）
阿波市役所本庁1階⑧番窓口

★給与支払報告書提出の際の注意事項
①地方税法317条の6の規定により給与支払報告書を令和9年2月1日㈪までに提出してください。
②総括表は阿波市が送付した総括表を使用してください。税理士等に依頼する場合は回送をお願いします。また、法定様式の総括表を使用する場合も本総括表を同封してください。
③給与支払報告書は、令和9年1月1日現在で阿波市に住所を有する方について、金額の多寡に関わらず、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に給与を支払った方全員分（退職者、パート、アルバイト等の短期雇用者を含む。）を提出してください。
④支給対象者がいない場合は、総括表中の「報告人員がない場合」に丸囲みの上、総括表のみ提出をお願いします。また、休業や廃業の場合も総括表空欄に「○年○月○日廃業」などと記入の上、総括表のみ提出してください。ただし、令和8年1月から令和8年12月までの間に廃業の場合は、廃業日（退職日）までの給与支払報告書の提出が必要です。
⑤退職・休職等があった場合は、異動届出書の提出を必ずお願いします。
・令和9年度特別徴収対象者として給与支払報告書の提出をいただいた場合、税額決定通知は5月中旬の送付となります。それまでに退職や休職等により市県民税が特別徴収できなくなった場合は、異動届出書を提出してください。
・給与支払報告書提出後に令和8年度の異動届の提出があった場合は、令和9年度の徴収方法にも反映されます。
※電子申告（eLTAXなど）を利用する場合は、紙による総括表及び給与支払報告書の提出は不要です。また、普通徴収に該当する方の「普通徴収欄」に必ずチェックし、摘要欄に該当する略号を入力してください。この場合は、「普通徴収該当理由書」の添付は不要です。

給与支払報告書（個人別明細書）の提出方法

一束にしてご提出ください。

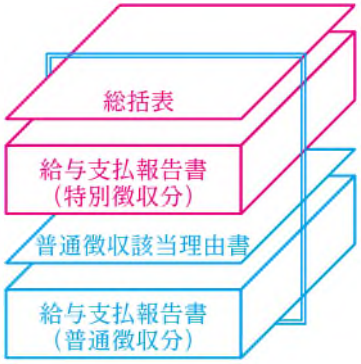

提出の際には記載漏れがないか再度確認してください。
また、ホッチキスではなく、クリップや輪ゴムを使用し、一束にして提出してください。

※ 提出期限　令和9年2月1日㈪　早めの提出をお願いいたします。

※ 給与支払報告書（個人別明細書）には、氏名フリガナ、生年月日、個人番号（マイナンバー）を必ず記入してください。また、給与支払報告書は1部を切り離し、上図のように束ねてご提出ください。

総　括　表

給与支払者指定番号

阿波市長　　令和　年　月　日　提出

給与支払者の法人番号又は個人番号					
給与支払者の所在地					
フ　リ　ガ　ナ					
給与支払者の名称又は氏名					
所得税の源泉徴収をしている事業所の名称					
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名					
連絡者の氏名及び所属課係名並びに電話番号	課　係 氏名 電話				
給与支払報告書の内容について問い合わせ先が会計事務所又は委託先等の場合はその名称・担当者氏名・電話番号	名称 担当　電話(　　)　－				
事業種目		全従業員数	人		
阿波市報告人員	特別徴収者　人	普通徴収者　人	合計　人		
報告人員がない場合丸囲み	○	納付書不要の場合は丸をつけてください。	納付書不要		
年末調整について	・他社(前職分)給与を含んで年末調整していますか？	はい・いいえ	・「はい」の場合、他社(前職等)分を摘要欄に記載していますか?	はい・いいえ	
給与支払報告書提出方法について	次年度給与支払報告書の提出予定方法	電子・書面			
この総括表以外での報告の際も、この総括表を同封してください。	事務処理欄				

※ 提出期限は令和9年2月1日(月)ですが、できるだけ早めに提出願います。

普通徴収該当理由書
(自分で納付する人)

給与支払者指定番号

阿波市長　　令和　年　月　日　提出

給与支払者の法人番号又は個人番号					
給与支払者の所在地					
フ　リ　ガ　ナ					
給与支払者の名称又は氏名					
所得税の源泉徴収をしている事業所の名称					
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名					
連絡者の氏名及び所属課係名並びに電話番号	課　係 氏名 電話				
給与支払報告書の内容について問い合わせ先が会計事務所又は委託先等の場合はその名称・担当者氏名・電話番号	名称 担当　電話(　　)　－				

普通徴収該当理由に伴う阿波市報告人員						
略号	普A	普B	普C	普D	普E	合計
人数	人	人	人	人	人	人

※普通徴収とする場合は、給与支払報告書の摘要欄にも普通徴収に該当する理由を記載してください。
※普通徴収該当理由の説明については、裏面をご覧ください。

報告人員がない場合丸囲み	○	納付書不要の場合は丸をつけてください。	納付書不要		
年末調整について	・他社(前職分)給与を含んで年末調整していますか？	はい・いいえ	・「はい」の場合、他社(前職等)分を摘要欄に記載していますか?	はい・いいえ	
給与支払報告書提出方法について	次年度給与支払報告書の提出予定方法	電子・書面			
この総括表以外での報告の際も、この総括表を同封してください。	事務処理欄				

※ 提出期限は令和9年2月1日(月)ですが、できるだけ早めに提出願います。

「徳島県統一基準」を満たす場合に限り、普通徴収が認められます。

地方税法第321条の3の規定により、前年中において、給与の支払を受け、かつ、4月1日現在に給与の支払を受けているすべての従業員は、個人住民税の特別徴収の対象となります。

ただし、当面次の「徳島県統一基準」を満たす場合に限り、普通徴収が認められます。

［徳島県統一基準］

略号	当面普通徴収を認める基準
普A	受給者総人員数が2人以下 （他市町村分を含め、次の普Bから普Eに該当する者を除いた全受給者数）
普B	他の事業所で特別徴収されている方（例：乙欄該当者）
普C	給与が少額で、特別徴収税額の引き去りができない方 （前年の年間給与支払額が112万円以下）
普D	給与の支払が不定期な方（例：給与の支払が毎月でない）
普E	退職又は退職予定（5月末まで）の方

※　徳島県統一基準に該当し、普通徴収とする従業員がいる場合は、給与支払報告書の提出時に併せて「普通徴収該当理由書」の提出が必要となります。

※　普通徴収とする従業員がいる場合は、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に該当する普通徴収該当理由の略号（普Aから普E）を必ず記入してください。

・　普Bから普Eの複数の該当理由がある従業員については、該当理由のいずれか一つに人数を記入してください。

・　eLTAX等の電子媒体をご利用の場合は、該当する方の「普通徴収欄」に必ずチェックし、摘要欄に該当する略号を入力してください。この場合は、「普通徴収該当理由書」の添付は不要です。

※　普Eの退職予定者は、「令和○年○○月○○日退職予定」と、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に退職予定年月日を記載してください。

※　普通徴収該当理由書の合計欄の人数が、総括表に記載した普通徴収者人数と一致するように、人数を記入してください。

※　徳島県統一基準は、特別徴収が未実施の事業主に対して段階的に特別徴収への完全移行をお願いするために設けた基準であり、従来から特別徴収を完全実施している事業主には適用されません。